

ご質問・ご感想の内容	回答
①自分の知り合いが風車の土地を提供（「賃貸」と言及）しているが、その方はかなり高齢者である。契約した方で施設に入った人間もいる。事業者は契約に至るまでに様々なリスク（騒音や低周波音に係る健康被害等）を十分に説明したうえで契約しているのか甚だ疑問に思っている。大した賃料も貰えないのに、町のリスクを助長するような契約は通常はしないはず。リスクも含めて説明したというエビデンスが事業者側に残っているのか疑問である。高齢者との商取引（契約行為）を単独でやっているのか、やっていないのか、エビデンスは残っているのか回答してほしい。	地権者の皆様との土地賃貸借契約に関するご懸念について、弊社の基本方針と対応状況を回答いたします。 弊社では、長期にわたる事業のパートナーとして地権者様との信頼関係を最優先に考えており、以下のプロセスを徹底しております。 1. 契約締結時の説明プロセスについて 高齢の地権者様との交渉に際しては、ご本人の意思確認を慎重に確認することはもちろん、ご家族やご親族の同席、内容の共有をお願いしております。 ご指摘の「単独での契約」を無理に進めることは、将来的なトラブルに繋がり、事業の継続性を損なうリスクがあるため、弊社としても最も避けるべき行為であると考えております。 2. リスク（騒音・低周波音等）の説明内容 契約に際しては、メリット（賃料等）だけでなく、以下の事項を含む事業の特性（リスク）についても説明資料を用いてお伝えしております。 ①騒音・低周波音について： 環境省の指針に基づき、生活環境への影響を未然に防ぐ計画であることを説明。 ②施設の設置・撤去について： 事業終了後の撤去に関する責任。 ③長期事業のリスク： 20年以上の長期にわたる事業であること、およびその間の管理体制。 3. エビデンス（説明の記録）の保持について 弊社では、契約に至るまでの交渉について、以下の形でエビデンスを保持しております。 ①交渉記録の作成： 必要に応じて、いつ、誰が、どのような資料を用いて、どのような懸念事項に対して回答したかを記録し、管理しております。 ②重要事項説明： 条文の内容およびリスク事項についてご説明し、ご理解いただいた上で署名・捺印をいただいております。 4. 弊社の見解 「リスクを説明せずに契約を締結したのではないか」というご疑問に対し、弊社では「リスクを正しくご理解いただくこと」こそが、健全な事業運営の前提であると考えております。 もし特定の地権者様において、改めて詳細な説明が必要な状況がございましたら、ご家族も含め誠実に対応させていただく所存です。

②環境省の調査では風車からの距離が1.5km～2kmくらいになると健康リスクが2倍になると言っている。環境省からでている文書では、セットバックを認識して距離をある程度取らなければいけないというもの。環境省から出ている距離と健康リスクの関係もよく調べて御社の見解を回答してほしい。	説明会などで我々事業者は「2017年5月に環境省が発出した“風力発電施設から発生する騒音に関する指針について”に基づき評価しています」と説明しています。 この指針では、住居と風車との距離規制は無く、皆様が今現在聞いている音（残留騒音）と、風車建設後に皆様に聞こえるであろう音の差分を規定している（差分値が5デシベル以内とすること）ことから、皆様の中には「指針は難解でわからない」「45デシベルとかの絶対値規制ではないのか」「風車と住居の距離が重要ではないか」と言ったご意見を頂くことがよくあります。今回、●●様からも同様のご質問を頂きましたので、少々長くなりますが、“指針”とは何か、“指針”が発出されるまでの経緯からご説明させていただきます。 1．風力発電施設から発生する騒音に関する指針(2017年)が発出されるまでの経緯――風力発電の騒音問題と国の考え方の整理―― ①最初のきっかけ（2009年前後：各地での苦情の発生） 風力発電の導入が進む中で、静かな農山村地域を中心に、騒音に関する苦情が発生しました。具体的には、田原、東伊豆、豊橋、伊方、南あわじ、由良町などで、夜間に音が気になる睡眠への影響を感じる低周波音の影響があるのではないかといった声が上がりました。当時はまだ統一的な基準がなく、「何がどこまで影響しているのか」が十分整理されていない状況でした。 ②国による調査の開始（2010～2012年） こうした状況を受け、環境省が実際の風車周辺での測定や調査を開始しました。全国の風力発電所周辺（164地点）で調査を行った結果、風車の音は概ね30～50dB程度、超低周波音は人の感じるレベルよりかなり低いということが確認されました。この段階で、問題は「低周波音そのもの」ではなく、静かな場所で音が目立つこと（わずらわしさ）が重要ではないか、という方向性が見えてきました。 ③2012年：風力発電がアセス対象に これと並行して、2012年に風力発電が環境影響評価（アセス）の対象となり、騒音などの影響を評価することが義務付けられました。ただし、この時点では、風力発電特有の騒音の評価方法はまだ確立されておらず一般の騒音基準や低周波音の参考値で判断するという状態でした。つまり制度はできたが、評価のやり方はまだ十分でなかったという段階でした。
	④ 国による本格的な検討（2013～2016年） そこで環境省は、専門家による検討会を設置し、本格的な検討を開始しました。この間に行われたことは主に4つです。 1) 現地調査の整理 全国の風車周辺データを整理し、実際にどの程度の音が発生しているか距離によってどう変わるかを確認しました。 2) 健康影響の研究（疫学調査） 数年かけた調査の結果、音の大きさと「気になる度合い（アノイアンス＝煩しさ）」には関係がある、睡眠への影響は一定程度示唆される、ただし、高血圧などの直接的な健康影響は確認されていないと整理されました。 3) 国内外の研究の整理 世界各国の研究を踏まえ、騒音による影響は主に「ストレス・不快感」、低周波音との明確な因果関係は確認されていないという認識が共有されました。 4) 海外の基準の参考 海外では、背景の音＋数dBもしくは、45dBが睡眠障害の影響が無視できない値といった考え方(WHO)で管理されていることが確認されました。 ⑤ 2017年：指針の策定 これらの調査・研究結果を踏まえて、2017年に初めて「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」が国によって定められました。 🕒 指針の考え方 ・何が問題か：風車音が静かな環境で目立つこと（アノイアンス＝煩しさ） ・どの音が対象？：低周波音ではなく通常の聞こえる音（可聴騒音）※1 ・どう評価？：現時点の静かさ（残留騒音）と風車騒音予測値との関係性で評価 ➡つまり ア) 全ての予測地点で現時点の静かさ（残留騒音）を実測すること※2 イ) 風車騒音予測値 マイナス(-)残留騒音値の値（差分値）が5 dB以内であること ウ) 超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。※1 （超低周波音についての記載は指針原文ママ）

	※¹ 3年間の経過観察後、2020年に低周波音は環境影響評価項目から除外されています。 ※² 昼夜連続72時間以上 かつ 風が十分に吹いており風車が回っている異なる複数季節に実施 🕒 指針は、なぜ距離規制にしなかったか（環境省の考え方の整理） 同じ距離でも地形や周辺環境で騒音レベルは大きく変わる、アノイアンスは音の性質にも依存する。したがって距離ではなく音の大きさ（dB）で評価すべき ➡つまり、風車との距離が重要（問題）なのではなく、 ・風車音予測地点（住居）でどのくらいの大きさの音が聞こえるのか ・風車建設前に皆さんが聞いている音と、予測音がどのくらい違うのかが重要である。 ご質問にある、1.5km、2kmという距離や、セットバックという考え方は、あくまでも、風車建設後に皆様に聞こえるであろう音と、今皆様が聞いている音（残留騒音）との差分を小さくするための一つのやり方に過ぎず、重要なのは実際の差分の値です。 2．本事業における差分値 ＝ 風車建設後に皆様に聞こえるであろう音 マクス(-) 現在皆様が聞いている音（残留騒音） 全16カ所の予測地点すべてにおいて、差分は5dB以内となっており、指針を満足しております。
	3．以上を踏まえた弊社見解 よって、住民の皆様のアノイアンスが増加する可能性は低く、故に、睡眠障害などが起きる可能性も低いと考えております。 指針を満足しているにも関わらず「可能性が無い」と言わず、「可能性が低い」と言っている理由は、“音の聞こえ方感じ方には個人差がある”ためです。 弊社はこの“個人差”を重要視しているため、「可能性が低い」という表現に加え、風車運転開始後に以下を実施することを、自治会ならびに市町と締結させて頂く協定書でお約束しております。 ①風車騒音・低周波音の事後調査の実施※2 ※2環境影響評価評価書においても記載（約束）しております これまでに風車騒音を予測評価した全16地点において、風車建設後の実際の騒音・低周波音値を計測し、予測値との比較結果等を公表いたします。これらの地点以外についても、ご要望に応じて事後調査を実施いたします。 ②風車騒音等に係る相談窓口の設置 音の聞こえ方には個人差があることを踏まえ、現地管理事務所に、騒音等に不安やご懸念を抱かれる方からご相談をお受けする窓口を設置いたします。 ③外部専門家を交えた調査・確認 1) 外部専門家による調査 ご相談の内容や状況を踏まえ、不眠、耳鳴り等の生活に支障を感じられている方に対しては、適宜、当社の費用負担により、騒音・低周波音の測定に専門性を有する外部調査機関に調査を依頼いたします。また、原因が風車にあるか否かを、医学的知見その他の専門的知見を有する専門家も交えて検討を行います。 2) 確認する主な事項 調査・確認にあたっては、環境影響評価手続で実施した手法と同様に、国が定めた方法で行います。また、外部調査機関や専門家を交えながら、主に以下の事項を総合的に検討いたします。 ・ご相談の内容 ・ご相談いただいた音や生活に支障が生じている時間帯、場所、頻度 ・風車の運転記録、風向、風速等の気象条件 ・現地における騒音・低周波音の測定結果（必要に応じて、風車の運転を停止したり再開させたりを繰り返すON/OFF調査を実施いたします。） ・環境影響評価における予測結果との比較 ・風車以外の音源の有無、等 3) 調査結果を踏まえた対応 調査の結果、風車の運転により生活に支障が生じていると判断される場合には、状況に応じて、発電量を落とした低騒音モードでの運転、一部風車の運転休止など実効性のある対策を検討し実施いたします。 一方で、調査の結果、風車の運転との明らかな関連が確認されない場合であっても、個別の状況を踏まえた上で、必要に応じて二重サッシや遮音カーテンの設置等、住環境の改善に向け、可能な限りの対応をいたします。

③回覧での案内も理由かもしれませんが、急過ぎませんか。今朝、回って来ました。中3日しかありません。内容から判断して、両者にとって大変重要な説明会に思います。こんな急な案内では、参加する事を期待していないとしか思えません。大変失礼な案内の仕方だと思います。 また、妻入会館には、椅子の用意はされていますか？ 対象地域は、高齢者が多く、脚の具合から、座る事が困難な方々が多いため、妻入会館と聞き、参加を断念するケースもあります。 天領の里2階なら、その限りではないのですが。空き状況等もあったのか？知らなかったのか？何れにしても、誠意的なものが、全く感じられません。 事業者が遵守すべきとか。地域振興のためとかを謳っていますが、全く信憑性を感じない説明会の案内ですね。残念です。 尼瀬地区とありますが。 住所上の尼瀬なのか、行政区上の尼瀬かも不明です。配慮が足りませんね。以上です。	1. 周知期間の不足について 区長様と周知時期の相談したうえで、4月27日からの回覧周知に加え、4月28日に当社にて全戸ポストへ周知文を投函をいたしました。今後は、皆様が万全の準備をもってご参加いただけるよう、開催10日前を目安に周知を完了させるよう徹底いたします。 2. 会場設備（椅子）の確保について 会場となる妻入り会館につきまして、当日はすべての方に腰掛けていただけるよう十分な数の椅子をご用意いたします。椅子の手配やバスの手配など、脚の具合が優れない方やご高齢の方にも、無理なくお話を聞いていただける設営を整えてお待ちしております。 3. 会場選定の経緯と今後について 当初、天領の里2階も候補にございましたが、週末の混雑による利便性を優先し、今回は妻入り会館を選定いたしました。しかしながら、バリアフリーの観点からの配慮が不足しておりました。次回以降の説明会につきましては、ご提案いただいた「天領の里2階」の会議室を優先的に確保する方向で、区長様と調整を進めて参ります。 4. 対象地域の表記について 区長様と案内文について相談したうえで「尼瀬三区・諏訪本町」と記載いたしました。今後は、対象範囲がより明確に判別できるよう、地図の添付や詳細な住所記載を行うよう改善いたします。 5. 弊社の姿勢について 「地域振興」や「共生」を掲げながら、その第一歩となる説明会の案内において不誠実な印象を与えてしまったことを重く受け止めております。今回いただいたご指摘を機に、今一度、地域住民の皆様の目線に立った丁寧な情報提供と運営に努めてまいります。 当日は、至らぬ点も多々あるかと存じますが、皆様のご意見を直接伺える貴重な機会として、誠心誠意対応させていただきます。
--	---